

令和4年度 第1回豊橋市まちづくり景観審議会議事録

1. 日 時 令和4年10月14日（金）午後1時30分～2時30分

2. 開催方法 Web会議

3. 案 件

諮問事項

（1）景観重要建造物の指定について

報告事項

（1）意識啓発の取り組みについて

4. 出席委員 12名

浅野 純一郎 委員 朝野 正美 委員 宇野 勇治 委員 江坂 雅世 委員
大貝 彰 会長 尾崎 義孝 委員 小田 雅康 委員 北河 幹生 委員
すぎうら よしこ 委員 牧野 恭子 委員 松岡 孝子 委員 宮脇 勝 委員

（上記五十音順）

5. 欠席委員 3名

加藤 克俊 委員 川西 裕康 委員 近藤 暁夫 委員

（上記五十音順）

6. 事務局 5名

金子都市計画部長、佐藤都市計画課長、石原都市計画主幹、夏目都市計画課専門員、
小原

7. 審議会の結果

諮問事項の景観重要建造物の指定について、市の案のとおり指定することが妥当であると答申することとなった。

8. 議事の概要

8-1. 諮問事項

市

<景観重要建造物の指定候補として二川宿本陣、旧旅籠屋「清明屋」、旧商家「駒屋」の3件を選定したことを説明>

○資料1：景観重要建造物の指定について

○資料2：景観重要建造物と景観重要樹木の指定制度

会長

今回、二川宿本陣、旧旅籠屋「清明屋」、旧商家「駒屋」の3件を指定するということですが、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

委員

清明屋の奥の蔵が指定から外されていますが、他都市では奥の蔵も指定している事例があり、普通は指定することが望ましいと思いますが、指定から外した理由があれば教えていただきたいです。

市

清明屋の土蔵と裏座敷については、道路から望見できないことが一つの理由です。また、土蔵は、復原ではなく、鉄筋コンクリート造の建物であり、文化財にも指定されていません。裏座敷は木造ですが、復原ではありません。

なお、駒屋については、茶室が敷地の中からは見えませんが、駒屋は無料で誰でも入ることができる施設であることから、道路等から見えると判断し、指定することとしています。

委員

見えにくくても、日本の建物の特徴なので、オリジナル性があれば指定したほうが良いと思います。外国の景観の定義では、直接見えないものでも景観としてとらえられるので、見える見えないにとらわれ過ぎないほうが良いと思います。今回の場合は、鉄筋コンクリート造でオリジナル性を失っていますので、清明屋は指定しないのは当然だと思いました。

会長

今後の指定にあたり、少し留意していただくようお願いいたします。

市

今回、ご欠席されている委員からご意見をいただいておりますので、紹介させていただきます。この3件の指定については、異論はありませんということでした。

会長

その他、ご意見がないようですので、二川宿本陣、旧旅籠屋「清明屋」、旧商家「駒屋」の3件を景観法に基づく景観重要建造物に指定することについて、この審議会として妥当と判断し、

市長に答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員全員

<異議なしの声>

8-2. 報告事項

市

<意識啓発の取り組みについて、資料により説明>

○資料3：意識啓発の取り組みについて

本日、ご欠席されている委員からご意見をいただいております。以前、小学校に視察に行かれたときに、豊橋の景観マップが全児童が日常的に見られるところに飾られていてとても感激したとのご意見をいただいております。今後、さらに様々なところで掲示をすると良いとご意見をいただいております。

会長

今後もし是非、積極的にこのような取り組みを行ってほしいと思っています。

それでは、ご意見がないようでしたら、今日の議題は全て終了しましたので、市に進行をお返ししたいと思います。

市

本日は貴重なご意見ありがとうございました。今回の審議会の答申内容につきましては、事務局が文書にし、会長のご確認をいただいた上で、正式な答申書にさせていただきます。

景観重要建造物の指定につきましては、年度内の指定・公表に向けて、今後、準備を進めていきたいと思っております。

皆様、本日はお忙しい中ありがとうございました。

終了